

摂津市議会

議会運営委員会記録

令和5年9月21日

摂津市議会

議会運営委員会記録

1. 会議日時

令和5年9月21日（木） 午前10時1分 開会
午前11時5分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	村上英明	副委員長	松本暁彦	委員	安藤 薫
委員	西谷知美	委員	塚本 崇		
議長	福住礼子	副議長	光好博幸		
議員	森西 正				

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

副市長 奥村良夫 副市長 福渡 隆
総務部長 山口 猛

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 同局次長 大西健一
同局次長代理 香山叔彦

1. 案件

- ・ 摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- ・ 一般質問の質問者ごとの割当時間について
- ・ 議員提出議案の議事日程、扱いについて

(午前9時59分 開会)

○村上英明委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

まず、理事者から挨拶を受けることにします。

奥村副市長。

○奥村副市長 おはようございます。

本日は大変お忙しい中、議会運営委員会を開催していただきありがとうございます。

本日は、本定例会におきまして、当初発送いたしました議案提出以外に工事請負契約締結の件1件を追加提出させていただくものでございます。

その概要につきましては総務部長から説明いたしますので、どうかよろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○村上英明委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、安藤委員を指名します。

それでは、追加議案について概略説明をお願いします。

総務部長。

○山口総務部長 それでは、令和5年第3回市議会定例会追加提出案件の概略説明をさせていただきます。

議案第66号、工事請負契約締結の件でございます。

本件は、工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容は、摂津学童保育室増設工事で、契約方法は公募型プロポーザル方式の随意契約で、契約金額は2億944万円でございます。

契約の相手方は、大阪府中央区北浜東4

番33号、大和リース株式会社大阪本店、本店長堀越良一でございます。

以上、令和5年第3回定例会追加提出案件の概略説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 説明が終わりました。

この際、何か質問があればお受けいたします。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 では、質問がないようですので、理事者の皆さんは退席いただいて結構でございます。

暫時休憩します。

(午前10時3分 休憩)

(午前10時4分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

次に、摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(案)についてです。

本件につきましては、前回の議会運営委員会で現行の条例の逮捕・拘留の規定を追加することで集約させていただきました。また、条例案を本会議3日目に上程するため、委員長案を事前に配付いたしました。

本日は改正内容等について事務局より説明を受けた後、協議決定してまいりたいと思います。

なお、本件に対する各会派からの態度表明は、後ほどの協議会で確認させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より説明を受けます。

香山局次長代理。

○香山事務局次長代理 それでは、条例の改正内容等について説明させていただきます。

まず、お手元の資料、摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(案)をご覧ください。

条例改正の主な内容といたしましては、

現行の条例に三つの条を加えるものでございます。

2 ページ目をご覧ください。

第5条としまして、議員報酬の支給の一時停止の規定を追加しております。第1項では、逮捕・拘留等の処分を受けた場合、議員報酬の支給を一時停止することとしております。第2項では日割り計算、第3項では無罪の場合の支給、第4項では有罪の場合の不支給及び返納を規定しております。

次に、3 ページをご覧ください。

第8条としまして、期末手当の支給の一時停止の規定を追加しております。第1項では、期末手当の一時停止、第2項では一時停止していた期末手当の支給・不支給について、第5条の議員報酬の規定を準用し、無罪や有罪の際に同様の取扱いをするよう規定しております。

最後に第9条としまして、端数計算の規定を追加し、1円未満の端数を切り捨てるものとしております。

以上が条例改正の主な内容でございます。

次に、実際の運用についてご説明させていただきますので、逮捕・拘留による議員報酬及び期末手当の取扱いについて、の資料をご覧ください。

まず、1、逮捕・拘留後に保釈され、無罪または有罪が確定した場合についてです。

例としまして、4月5日に逮捕、その後の拘留期間を経て6月30日に保釈され、12月2日に無罪または有罪となった場合についてです。4月1日から6月30日までは、身体を拘束され、議員活動及び議会活動ができないため、この期間の議員報酬及び期末手当を一時停止します。

なお、4月1日から4日までの4日分の議員報酬につきましては、日割り計算した額を4月20日に支給します。また、期末手当についても、逮捕された4月5日から期末手当の基準日である6月1日までの期間を除き日割り計算した額を、6月30日に支給します。保釈後の7月1日以降については、毎月の議員報酬を支給します。

そして、12月2日の判決で無罪となった場合については、一時停止していた議員報酬及び期末手当を翌月の1月に支給します。12月2日の判決で有罪となった場合については、一時停止していた議員報酬及び期末手当を不支給とします。

次に、資料2枚目の2、議員報酬が返納となる場合をご覧ください。

例としまして、4月21日に逮捕、その後の拘留期間を経て6月30日に保釈され、12月2日に有罪となった場合についてです。このケースについても、逮捕日から保釈日までの議員報酬及び期末手当は一時停止します。

先ほどのケースと違うのは、4月分の議員報酬を支給後、同月中に逮捕・拘留となる点です。このケースで有罪となった場合は、4月21日から30日までの10日分が過払いとなるため納が必要になります。このことから、12月2日の有罪判決確定日以降に、過払いとなった議員報酬を返納いただくこととなります。

以上、説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 説明が終わりました。質問があればお受けいたします。

松本副委員長。

○松本暁彦委員 これは質問ではなく意見です。会派内の議論が行われまして、一つ懸念としまして、冤罪となった場合、どうすべきだという話もありました、当然冤

罪であれば無罪ということなので返納にはなってこようかと思えます。そういったケースということもあり得ると。また、保釈金が支払われない場合はどうするのかといった、実際の運用について細かいところまで会派内で議論が行われ、そういった意見があったということで、ぜひこれは皆さんにまた知っていただきたいということで言わせていただきました。

これについては、さらにこの条例案に付け加えるとか、そういうものではないんですけども、実際の運用を始めたときにどういったケースが生じていくのかということ、しっかりと注視していく必要があるかと思えます。

以上です。

○村上英明委員長 ほか、ございますでしょうか。

安藤委員。

○安藤薫委員 副委員長の後に申し訳ないですけど、我々もいろいろ議論をやってきました。

今回、出発点がいろいろな地方議会で、不祥事であるとか、いろいろな問題を起こした議員が説明責任を果たさないまま議会を欠席し続けて、もしくは雲隠れをしてなどという形で、それでもなおかつ議員報酬を受け取り続けているということに、有権者、広く社会から不合理だと、おかしいんじゃないかというような声が上がった上でのことだったと思うんです。

当初、維新の会さんがいろいろな条例案を提案されてきたんですけども、基本的には議員は市民の付託を受けるということで、そういった説明責任を果たすとか、公序良俗に反するような説明ができないような行為を慎まなければならないということで、条例で罰則をとるよりも、倫

理規定であるとか、議会基本条例の中で、よりお互いの相互監視も含めてやっていくということが重要だというような立場から、議会の倫理条例に近い議論も必要ではないかなという意見も会派内ではたくさん出ていました。

今回、大阪維新の会の提案は取り下げられる格好で、委員長（案）が逮捕・拘留に絞った形になって、これは合理的に判断できるという点で反対するものでもありませんけれども、保釈後、裁判の間でも、病気を理由に議会を欠席するとかいうようなケースも考えられ得るので、これがあるからといって、もし不祥事が起きて、議員が説明責任など議員としての役割が果たせないというようなことも当然想定されるべきものであって、だから、そういう点では、やはり議会または議員が、議員としての役割をきっちり果たしていくということは、私たち自らも含めて肝に銘じるということ、この議論を契機に改めてしていくというのが大事じゃないかというような議論が会派内でもいろいろとありました。

とりあえず今回の到達点としては、ここが一番合理的なのかなというふうに思ったことは、議員として申し上げておきたいと思えます。

すみません、長々と申し訳ありません。以上です。

○村上英明委員長 ほか、ございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明委員長 それでは、先ほどお伝えしましたとおり、9月27日に上程させていただきますと思います。

事務局から提出者等について説明をお願いします。

香山局次長代理。

○香山事務局次長代理 ただいま決定しました、摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議会議案第12号として議会運営委員が提出者となっていただきます。

なお、9月27日の本会議での提案説明は、議会運営委員長に行っていただきます。

以上、説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 それでは、説明のあったとおりよろしく願いいたします。

暫時休憩します。

(午前10時15分 休憩)

(午前11時23分 再開)

○村上英明委員長 議会運営委員会を再開します。

それでは、一般質問の質問者ごとの割当時間について、既に民主市民連合と無所属の森西議員については、割当時間が確定していますので、大阪維新の会より割当時間をお願いいたします。

○塚本崇委員 塚本16分、三好俊範18分、香川14分です。

○村上英明委員長 では、公明党は村上16分、水谷議員16分、藤浦議員16分、南野議員12分です。

○松本暁彦副委員長 嶋野、松本ともに18分です。

○安藤薫委員 野口議員15分、安藤15分、弘議員18分。

以上です。

○村上英明委員長 では、事務局から確認をお願いします。

松木主査。

○松木主査 それでは、令和5年第3回定例会における一般質問の割当時間について確認させていただきます。

大阪維新の会、塚本議員、16分、三好俊範議員、18分、香川議員、14分。

公明党、村上議員、16分。水谷議員、16分。藤浦議員、16分。南野議員、12分。

自民党市民の会、嶋野議員、18分。松本議員、18分。

日本共産党、野口議員、15分。安藤議員、15分。弘議員、18分。

民主市民連合、西谷議員、12分。三好義治議員、12分。

無所属、森西議員、12分。

以上でございます。

○村上英明委員長 では、次に議事日程扱いについて協議を行います。

事務局から説明をお願いします。

松木主査。

○松木主査 それでは、追加議案及び議会議案の上程に関わりまして、9月27日の議事日程について説明申し上げます。

この日は、日程1、一般質問に続きまして、日程2、議案第59号など5件の付託案件に関する委員長報告、採決となります。この5件を採決グループにまとめて、備考欄に採決の方法を記入いたします。

先ほどの協議会での態度表明を基に整理いたしますと、議案第59号及び議案第63号が一括起立採決、議案第60号及び議案第64号が一括簡易採決、議案第62号が起立採決でございます。

日程3が、本日提出されました追加議案の議案第66号で、提案理由の説明、質疑を受けた後、即決でございます。

日程4が、議会議案第12号、摂津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件で、即決でございます。

なお、本会議場での提案説明者は、議会

運営委員会委員長の村上議員に行ってください。

議会運営委員長 村上英明

日程5が、本日上程が決まりました意見書(案)でございまして、一括上程の上、即決でございます。

議会運営委員 安藤 薫

採決グループごとに並べ替えて、議会議案第13号、議会議案第14号、議会議案第15号、議会議案第16号、議会議案第17号、議会議案第18号及び議会議案第19号は、一括簡易採決と備考欄に記載いたします。

なお、この議事日程並びに議会議案につきましては、9月27日の本会議開会までに議場に配付させていただきます。

以上でございます。

○村上英明委員長 暫時休憩します。

(午前11時28分 休憩)

(午前11時29分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

ただいまの事務局の説明のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 異議ないようですので、そのように決定します。

最後に、本委員会で次期委員への引き継ぐ内容について確認させていただきます。

1点のみなんですが、鳥飼まちづくりに関わる特別委員会の設置についての1点を、次期委員に引き継ぐものいたします。

以上で本委員会を閉会します。

(午前11時5分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。